



日本共産党品川区議会議員

週刊 みやざき克俊 ニュース

2010年8月22日 No.717

事務所：品川区豊町6-2-1 Tel.3786-6674



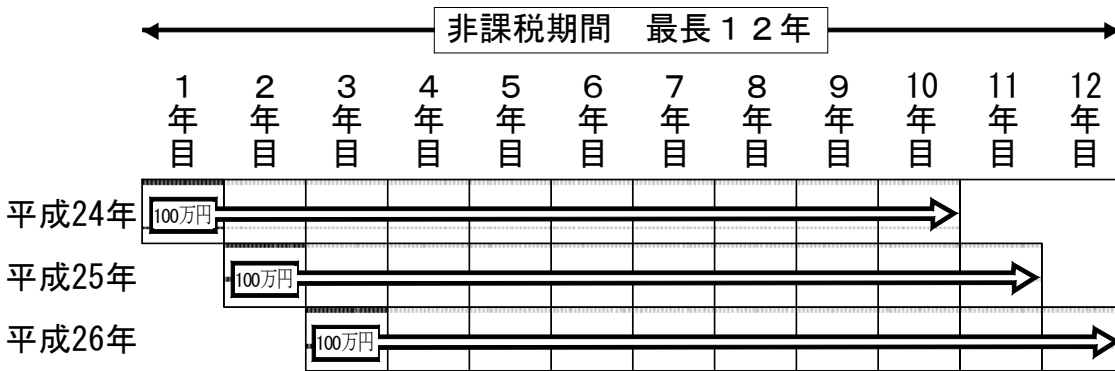
共産党 品川

検索



証券優遇税制の延長

庶民は定率減税廃止、消費税増税...



現在、株のもうけは本来の半分しか税金をかけていません。この証券優遇税制は平成20年で終了するはずでしたが政府は優遇策を平成23年まで延長、今回は新たな減税策を導入しました。消費税増税が議論される一方で、金持ち減税でいいのでしょうか。

- ①非課税対象：非課税口座内の上場株式等の
配当および譲渡益
- ②非課税投資額：毎年、新規投資100万円まで
- ③非課税投資総額：300万円(100万円×3年間)
- ④保有期間：最長10年間。途中売却は自由
- ⑤口座開設数：年間1人1口座



証券優遇税制の新たな減税策は地方税法改定を受けて先の区議会でも区長が提案したもの。現在、上場株式等に係る税率は本来の20%（所得税15%、住民税5%）を10%に軽減しています。平成24年に20%へ戻ることになっています。それを平成24年から新たに非課税口座（上図参照）を導入して非課税措置を継続します。非課税口座は合計100万円までの株式で、平成24年から平成26年までの3年間に毎年1口座ずつ開設可能。1口座10年間保有して非課税の恩恵を受けることになります。区は、平成24年に10%から20%に戻すことによる「激変緩和」と、株への投資促進が目的と説明しますが納得できません。

税金の負担

「能力に応じた負担」の原則確立こそ！

所得が1億円を超えると所得税の負担率が下がる…いま、証券優遇税制など特権的な大資産家優遇の不公平税制を是正し、「負担能力に応じた税負担」の原則にたった税制の確立こそ求められています。

この間、大資産家向けの減税が繰り返されてきました。平成11年には、所得税・住民税の最高税率(課税所得3000万円超)が、あわせて65%から50%に引き下げられました。平成15

年には「証券優遇税制」が導入され、株式の配当所得や譲渡所得への20%の税率はわずか10%(所得税7%、住民税3%)に軽減されました。庶民の預貯金利子への税率(20%)の半分です。額に汗して働く庶民には、定率減税廃止などで増税をおしつけながら、株取引でカネを右から左に動かしただけで得た所得

には10億円稼ごうが100億円稼ごうが10%の課税で済んでいきます。ほんらい所得税は、累進税制で所得が高いほど負担率が高くなる仕組みです。ところが、国

いま、世界は、金持ち優遇税制の見直しが進んでいます。イギリスでは、今年4月に所得税の最高税率が40%から50%に引き上げられ、株式配当などの最高税率も32・5%から42・5%に引き上げられました。ドイツ

税庁の統計では所得が1億円を超えると逆に負担率が下がっています。これは金持ちほど株式の配当や譲渡による所得が多いため。これでは「真面目に働くのはばかりしい」となってしまうのではないのでしょうか。

税の最高税率を36%から39・6%に、株のもうけの所得税率を15%から20%に引き上げることが提案されています。アメリカではこのほかに住民税も課税されます(ニューヨーク市は最高12・6%)。今春成立の医療制度改革法でも、富裕層のメディケア税の税率を引き上げることになりました。

金持ち優遇税制

見直しが世界の流れ

証券優遇税制は廃止を

財務省発表の6月末時点の「国の借金」は904兆772億円と900兆円を突破しました。3月末から21兆円余増加し過去最大を更新。国民1人当たり710万円借金している計算です。

証券優遇税制による減税は、年間総額約1兆円規模に達しています。共産党は証券優遇税制は廃止し税率を20%に戻すとともに、富裕層には30%に引き上げるよう提案しています。



お困りのときは

無料法律相談
は毎月開催



ご相談ください。
みやざき克俊事務所

TEL3786-6674